附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　最後に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日が令和六年三月三十一日以前である者であって、当該申請に係る支給が終了した後に解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請に係る支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過するまでの間は、この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則第十六条中「困窮した場合（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。）」とあるのは「困窮した場合」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第一号及び様式第二号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式第一号及び様式第二号によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条及び第十四条第一項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自立支度金の額） **第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万八千六百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき八万四千三百円） 二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 イ　二以下　十六万七千七百円 ロ　二・五以上三・五以下　八万三千八百五十円 （法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等） **第十八条の二**　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。 一　当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額 イ　当該特定中国残留邦人等に支給される老齢基礎年金等、国民年金法による老齢基礎年金以外の同法による年金たる給付、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付その他これらに類する給付の額のうち支払を受けるものの月額に相当する額（その額が当該特定中国残留邦人等の保険料納付済期間（国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。）の月数が四百八十である場合に支給される同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額の月額に相当する額を上回るときは、当該額） ロ～チ　（略） 二～四　（略） ２　（略）	（自立支度金の額） **第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万四千五百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき八万二千二百五十円） 二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 イ　二以下　十六万三千六百円 ロ　二・五以上三・五以下　八万千八百円 （法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等） **第十八条の二**　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。 一　当該特定中国残留邦人等（法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）（当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる額 イ　当該特定中国残留邦人等に支給される老齢基礎年金等、国民年金法による老齢基礎年金以外の同法による年金たる給付、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付その他これらに類する給付の額のうち支払を受けるものの月額に相当する額（その額が国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間の月数が四百八十である者に支給される同法による老齢基礎年金の額（同法第二十七条に規定する改定率であって同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定したものを乗ずる場合におけるものに限る。）の月額に相当する額を上回るときは、当該額） ロ～チ　（略） 二～四　（略） ２　（略）